

明日香村建設工事等に係る事前公表要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）における入札・契約に関する透明性・競争性を高めるため、事前公表に関し必要な事項を定める。

(公表対象)

第2条 公表対象は、建設工事等における予定価格及び建設工事における最低制限価格又は低入札価格調査基準価格とする。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、一般競争入札によるものは公告に予定価格及び最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を記載するものとし、指名競争入札によるものは指名通知に記載するものとする。

(入札執行条件)

第4条 予定価格を事前公表した建設工事等の入札については、入札回数を1回とする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

戻る